

留萌市監査委員告示第3号

令和5年度財政援助団体等監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和6年5月29日

留萌市監査委員 武 田 浩 一  
留萌市監査委員 村 上 均

留総総第78号  
令和6年5月9日

留萌市監査委員 武 田 浩 一 様  
留萌市監査委員 村 上 均

留萌市長 中 西 俊 司

令和5年度財政援助団体等監査結果に基づく措置について

令和6年3月29日付留監第156号で報告のあった監査結果のうち、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考とし講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり通知します。

(総務部総務課総務係)

## 財政援助団体監査の結果を参考として講じた措置

部課名：市民健康部コホートピア推進室

### 所管部局に対して

- (1) **指定管理者の指定及び管理に関する協定等の適切な事務**  
関係する規程及び協定内容等について再確認し、令和6年度以降、過不足の無い適正な事務を進める。
- (2) **事業報告書の点検及び指定管理者に対する適切な報告・調査・指示**  
報告書の点検や会計経理に関する適切な調査指導に対し、適時・適切に事務を進めるため、令和6年度より所管に主査を配置し審査と指導等を行わせる。
- (3) **市と指定管理者による協議の文書保管**  
令和6年度からは、口頭による協議ではなく全て文書協議による確認・保管を徹底する。
- (4) **市が実施すべき修繕・指定管理者が実施する修繕**  
令和6年度からは、指定管理者からの相談を日常的に現場で受けられる体制を整え、認識の行き違い等が発生しない様体制を整える。

### 指定管理者に対して

- (1) **協定等に基づく義務の履行・協議等は適切に行われているか。**  
令和6年度以降、担当所管として指定管理者が協議を失念せず、誤りのない業務処理を進められる様指導を徹底する。
- (2) **公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正か。**  
令和6年度より出納簿を整備させると共に、伝票などについても収支決算書への反映内訳について意識を持たせ、月末や年度末などの適切な時期に行う「会計経理に関する収支の照合」をしやすくする様な改善により誤りの無い業務処理を進めさせる。
- (3) **その他**  
**施設の貸し出し条件の徹底や決算費目などの誤り**  
令和6年度からは、担当所管として日常的に相談に乗れる体制を整え、誤りの無い事務処理を進めさせる。